

岩手県告示第 870 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森 タワー35 階	株式会社コムスン 訪問看護ステーシ ョン盛岡南	盛岡市南仙北一丁目 18 番 6 号	平成 18 年 8 月 1 日